

(仮称) 川口市子ども計画ニーズ調査等について

今回実施する調査

①子ども・子育て支援に関するニーズ調査（兼、子どもの貧困に関する調査）

前回調査をベースとして、教育・保育及び地域子育て支援事業を含む本市の子ども・子育て支援事業等の利用状況や今後の利用希望、子どもの貧困等に関する調査を行うもの

【調査対象者】（ニーズ調査）

- ・未就学児の保護者 約3,800人
- ・小学生の保護者 約3,800人

【調査対象者】（子どもの生活実態調査）

- ・未就学児の保護者 約3,800人（※1）
- ・小学生の保護者 約3,800人（※1）
- ・小学5年生本人 約600人（※2）
- ・中学2年生の保護者 約600人
- ・中学2年生本人 約600人

郵送・WEB併用方式により実施

- ※1 未就学児の保護者及び小学生の保護者の調査票は、ニーズ調査の調査票に子どもの貧困に関する調査項目を加えて作成する。
- ※2 小学5年生（本人）については、ニーズ調査の対象となる保護者の子どもを対象とする。

②小学生、中学生、高校生を対象とした調査（今回新規）

こども基本法の規定を踏まえ、本計画の策定に子どもの意見を反映する観点から、子どもに対して現在の生活状況や将来の希望等に関する調査を行うもの

【調査対象者】

- ・市内の小学校に通う小学5年生 全員
- ・市内の中学校に通う中学2年生 全員
- ・川口市立高等学校に通う高校2年生 全員

学校から配布されている
GIGAスクール端末を活用

③若者を対象とした調査（今回新規）

本計画に少子化対策や若者支援に関する事項を新たに盛り込むことから、若者に対して現在の経済状況や結婚の希望等に関する調査を行うもの

【調査対象者】

- ・18歳～29歳の市民 約5,000人

郵送・WEB併用方式により実施

調査スケジュール（想定）

- ・令和5年8月30日 社会福祉審議会児童福祉専門分科会
（計画の策定方針の説明、調査票案に関する審議）
- ・今後 こども家庭庁より「量の見込み」の算出等の考え方が提示
- ・令和5年9月以降 事務局にて調査票案の修正等作業
（専門分科会意見及びこども家庭庁資料等を踏まえ）
- ・令和5年秋以降 調査実施
- ・令和6年3月ごろ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会
（調査結果等の報告）